

# 下賀茂商店街周辺並びに竹麻地区空き店舗対策事業 補助金交付基準

平成 30 年 4 月 1 日現在

## 目 的

商店街の活性化を図るため、空き店舗を利用し開業する事業者、もしくは過去 3 年以内に開業している事業者に対して、改装費補助、店舗賃借料補助等スタートアップ支援を実施し経営の長期定着化に繋げる。

また、下賀茂商店街内の空き店舗を、お試し店舗として活用し創業予定者に貸し出すことで、創業に向けたノウハウ習得に努めると同時に商店街のにぎわいを創出し活性化に繋げることを目的とする。

## 事業名

下賀茂商店街周辺並びに竹麻地区空き店舗対策事業

## 補助対象店舗

下賀茂商店街周辺並びに、第 5 次南伊豆町総合計画の土地利用の方針における都市的土地利用地域である国道 136 号線周辺（青市から加納交差点付近）県道手石湊線周辺を対象地域とし、当事業により空き店舗として指定する物件、または、創業者予定者自らが選定した物件で、当事業で空き店舗として認める物件。

もしくは過去 3 年以内に開業し事業を行っている店舗。

## 補助対象事業

対象店舗において行う事業とする。ただし、以下に該当するものを除く。

- ① 公序良俗に反する業種、射幸性・遊行性の高い業種、宗教関係の業種、その他補助対象としてふさわしくないと商工会長が認める事業。

## 補助対象事業者

空き店舗を活用し、小売業、飲食業、サービス業等を開業する者、または試験的にお試し店舗に出店する者、もしくは過去 3 年以内に開業し事業を行っている者で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。但し、反社会的勢力の構成員、補助対象区域内での移転をするものは対象事業者としない。

- ① 町内に在住または事業所を有する個人（申請後、補助金の交付決定までに南伊豆町に転入する者を含む。）または法人。
- ② 商店街振興対策に資する団体。
- ③ 町税を完納していること。
- ④ 営業にあたり必要な許認可等を受けていること。